

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

防衛大臣 中谷 元 様

各党党首 (代表)

大手一般新聞社 6 社

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

## 「武器購入国に資金援助制度」の創設に反対します

防衛省は武器輸出を原則認める防衛装備移転 3 原則の閣議決定 (2014/4/1) を受け、武器輸出促進策の一環として、日本の防衛関連企業から武器を購入した開発途上国などを対象とした援助制度の創設を検討していると 2015 年 1 月 1 日附の東京新聞で報道されました。

防衛装備移転 3 原則は ①国際条約の違反国などには輸出を禁止する ②輸出を認める場合を限定し、厳格に審査し、情報公開する ③目的外使用や第 3 国への移転が行なわれないよう適正管理する と定めています。

今回の援助制度は、新聞報道によれば、「1) 国が出資して特殊法人を新たに設立し、相手国に対して、武器購入資金を低金利で貸し出す仕組み 2) 日本の防衛関連企業が製造した武器を政府自らが購入し、相手国に贈与する無償援助制度の創設」を検討しているとのこと。

武器とは、本質的に人を殺す道具です。その輸出に、国家予算を使い、相手国に資金援助をするのみならず、自国の軍事産業の肩入れをすることなど、とうてい認めることはできません。

また、政府は ODA 大綱も 1 月には改定する方針です。しかし ODA 新大綱 (開発協力大綱) でも、軍事目的の援助は禁止しているため、防衛省では ODA の枠外での創設を検討していると報じられています。

ODA 枠外でのこの援助制度の創設が実現すれば、軍事的用途を禁じた日本の ODA 政策は事実上無力化し、平和憲法を持つ日本の危機的状況を招くこととなります。

よって、国際婦人年連絡会は、憲法 9 条を堅持する立場から、武器購入国に資金援助をする援助制度に反対します。